

そういった中で、自分の専門性を高めていかなければならない。それが技術であるとか、知識といったものが未熟であるがゆえに介護事故等にもつながってまいりますし、今そういう責任も非常に大きくなってまいりますので、事業所自体も、先ほどOJTとかOFF・JITというのがございました。もうちょっと研修に出やすいようにとか、研修を受けやすいような環境づくりといったことも非常に必要になってきているのかなということを痛切に感じております。

そういった意味で、先ほど実習施設がステータスになるような方向づけも必要だということでございましたけれども、ある意味実習生がまいりますと、その実習生を指導する方たちに職員さんが取られていきます。そういったことも1つの問題なのかということもございますが、それも合わせて御検討をお願いしたいと思います。

○岩田部会長

それでは、木間委員、どうぞ。

○木間委員

カリキュラムのことで申し上げたいと思います。措置から契約へという制度転換を機に介護サービスを利用する消費者被害が、この場合は介護サービスによって被る損害のことを消費者被害と言っていますが、そういうことが表面化しました。けれども、それはほんの一部にすぎないというふうに私どもは見ております。

どうしてかといいますと、嫌ならば出ていけというケースが全国で幾つも発生しているからです。どういふところかと言いますと、特養であったり、老健、有料老人ホーム、グループホーム、いろいろなところですよ。

またデイサービスでも、訪問介護でも、嫌なら利用しなくていいとか、あるいは明日から来ないとか。明日から来ないと言われて、驚いて相談をしてくるのですが、そういうふうに言われたら困りますから、被害は余り表面化していないと思います。利用者は選択ができる。確かに選択ができる地域もありますけれども、選択ができない、事業者に選ばれているという実態がまだまだあるということです。

こういう人権侵害的な言動を防ぐには、やはり教育が必要だと思います。このカリキュラム案の中で、それがどこに入るのか。消費者といいますのは、この分野について言えば介護サービスを購入して、利用して、そして生活をして、生存を維持していく。それを消費者ととらえていますが、そういう人の視点でも検討いただけるようなカリキュラムがあったらありがたいと思っております。

○京極部会長代理

一委員としてお話ししますけれども、見直しの方向とカリキュラムについては、大変よく整理されていると思います。今まで多々議論としてはありましたけれども、体系的に整理されたのは今回初めてだと思います。

検討会でも議論したことなんですけれども、あの時は十分こういう中身に入ってなかったもので、それを踏まえた検討になっているということで評価したいと思います。ただ、さっき医療行為の関係が出ましたけれども、これは看護師との関係とかいろいろ難しいので、検討会では将来3年課程も含みに入れて、その場合には少しそういうことも可能なんではないかというニュアンスを出したつもりなんですけれども、この点は今後のまとめでどうするかということをもまず1点として申し上げたいと思います。

もう一つ、カリキュラムの件では、とかくなかなか難しい試験の項目もそうなんですけれども、

日本の教育全体が、高校教育、大学教育そうなんですけれども、座学主義といいますか、一定の体系性を学ぶということを中心にやってきた。これはこれで1つの日本的な勉強の方法なんですけれども、しかし、こういう実践分野の介護福祉士も社会福祉士もそうですけれども、事例研究というものをもってきつとやる必要があるのではないかと。これは、あらゆる分野で事例が必要なので、カリキュラムには出てこないんですけれども、事例をきちっと養成施設でもやるし、また試験の中でもかなりの可能性で取り入れられるものは取り入れていく。また、そうすれば、現場に行ったとき、具体的な事例に対して感度のいい対応ができるのではないかと。この辺りは、どうしてもカリキュラムで書きにくいものですから、少し教育上の視点というか、講義と実習を結び付けるとか、事例研究を取り入れるとか、あるいは視聴覚教育その他いろんなことがあると思うんですけれども、そういうことが言えるかと思います。

最後にもう一つ、魅力ある職場づくり、これは大変結構で、前回も議論したんですけれども、実は私がちょっと感じますのは、今、介護をめぐる環境というのは非常に厳しく将来こうしたいという希望に満ちた報告書はいいんですけれども、現場は非常に暗いところがありまして、人が集まらないとか、待遇条件が低いとか、特に少子化の中で養成施設が非常に危機に陥っているという厳しい反面がありますので、それについては一言どこかそういう状況の中でそれを変えていくということで、ある程度厳しめに環境条件については触れていかないと、何となく今までの関係の中でよくないということではなくて、むしろそういう環境の中でこそもっともっと質を高めていかないと大変なことになるんだという、そこをちょっと強調していただきたいと思っております。

○岩田部会長

ありがとうございました。石橋委員、どうぞ。

○石橋委員

もう一点だけ、今回新カリキュラムを導入するということですが、ある程度一定期間経ればきちんと評価して、もう一度カリキュラムについては検討する機会を、将来的には設けていただきたいということと併せて、やはり資格取得方法についても結構多様な資格取得方法について現在あるわけなんですけれども、本来専門職としては他の医療専門職と比べてもいびつな感じだと思います。やはりきちんとした形で養成されるような方向性というものが今後必要だと思いますので、資格取得方法の見直しに関して、また近い将来併せて進めていかれることを期待したいと思います。

○岩田部会長

ありがとうございました。それでは、江草委員、井部委員、どうぞ。

○江草委員

私、先ほどのお話の教育内容については、座学中心では困るのではないかとのお話については、全くそのとおりだと思っております。

そのことと関連して、これは国家試験の在り方も、紙で書くわけですから、なかなか座学に関する以外のことにはしにくいんですけれども、それは今後の工夫の問題だと思いますので、検討していただきたいと思っております。

同時に17ページで、福祉系高校における教育内容の担保とありますけれども、これはあえて私は福祉系高校とは言わないで、すべての教育内容の担保ということでもありますけれども、教員要件、教科目の内容等についても、同等の水準が制度的に担保されるように、新たに基準を課すとともにありますけれども、私はやはり資格試験の一元化というのは、教育内容も一元化されなければい

けないし、これはカリキュラムの問題だけではないんです。教育の具体的内容について担保される方向に行かなければいけないと思います。

そのために、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとするとあるのは、これまた大変前進ではないかと思っております。

例えば、栄養士の養成、保育士の養成、これはいずれも文部科学大臣及び厚生労働大臣の指導監督ということになっております。ところが、なぜか介護福祉士だけは高等学校の場合は、厚生労働大臣の指導監督というのはなかったのではないかと思っております。これが今後改まるとするならば、大変立派ではないかと思えます。

同様に18ページでございますが、養成施設、福祉系高校における教育時間、教育要件の内容であります。これを見ていただきますと、専任教員の数であります。学生総定員80人までは3人の専任教員を置きとなっているんです。ところが、福祉系高校の方ですと、学生総定員40人に1人の常勤勤務と、こうなりますとこれまた同一条件とは言えないと、やはりたとえ優れていても、2人で3人分やるというわけにはなかなかいきませんので、こういうことも十分考えていただきたいと思えます。

社会福祉概論、老人福祉論等の担当教員、これはカリキュラムが変わるわけですから、名前が変わるとしましても、福祉の教員免許状取得者でいいことになっておりますが、これは四大卒だって資格を十分取れるわけなんです。ところが、養成施設の方に行きますと、大学院、大学、短期大学の当該科目の担当教員、助教授または講師、これが第一優先になっているわけです。

こうなりますと、必ずしも同じ条件で出発しているとは言えないと思えます。そうしますと、国家試験だけが担保することになる。ところが、その国家試験というのは、先ほど来の話に出ておりますように、必ずしも適当な内容とは現実とは思えない。そうしますと、私はこうしたことも改めていただくべきではないかと思うわけであります。

繰り返して申しますけれども、私は高齢者の保健福祉が非常に重要であることを十分認識しております。したがって、その要員がたくさん欲しいこともよくわかっております。しかし、それは介護福祉士だけではなく、介護チームが欲しいということではないかと思えますので、これを併せて御検討いただきたいと思えます。

○井部委員

2点申し上げたいと思えます。1つは、先ほど堀田委員がおっしゃった、たんの処理などについては、もっと開くべきだという話があって、たんの処理の中身がはっきりわからないので、例えば感染管理的にたんの処理をうまくやるようにという内容か、あるいは高度な気管切開のある患者の吸引をすることにも言及しているのか、そこがよくわからないので決められないんですけれども、少なくとも気管切開のある患者のたんの吸引という点から考えますと、ただ単にたんを取るのではないかと思われるかもしれないんですが、実は看護職がたんの吸引をするに当たっては前後に専門的な判断があつたん吸引という行為をするのでありまして、例えばたんから出血していたらどうかとか、呼吸数が早くなったらどうかとか、詰まりそうだったらどうかとか、いろんなことを考えながらたんの吸引をするということで、非常に高度な判断があるということについてだけお知らせしたいということです。

もう一点、先ほど江草委員が御指摘してくださった高校の国家資格の資料ですけれども、資料4の8ページにあります、看護の国家資格のところでは准看護師は国家資格ではないという指摘をして

いただきましたけれども、実は文部科学省系の高校では5年生の一貫教育というのをしております、5年で看護師の国家資格が取れるようなコースがあります。これは多分文科省の人が説明することだと思いますけれども、ですから、ここは准看護師は当たってないんですけども、5年で看護師が取れるコースがあるということについて言及しておきたいと思います。

○小島委員

それでは、私も2点ほど申し上げたいと思います。これは、今の井部委員も、先ほどの堀田委員も指摘されましたけれども、介護現場での医療行為の件についてです。これについては、去年の介護保険法の見直しに伴って、参議院の厚生労働委員会で附帯決議が付いております。当時は中村老健局長でした。その附帯決議の中には、介護現場における医療行為の在り方を検討する場を早急に設置して、その在り方について早急に改善をすべきだという附帯決議が付いておりますので、是非そういうことを進めていただきたいと思います。それが1点です。

それと、今後の課題ということで、来年年明け以降、介護の担い手の人材確保について検討することですけれども、それに関して資料3の30ページ以降に出ております。これも堀田委員が指摘されましたけれども、介護報酬の在り方についても言及されておりますので、ここは例えば医療の方の診療報酬では、介護福祉士の配置基準によって入院基本料にランクが付いている。あるいは正看と准看の比率によって入院基本料に差が付いているといったこともありますので、そういうものを念頭に置きながら、今後の課題として介護報酬の在り方、介護福祉士の配置に伴って、そういう評価も必要ではないかと思えます。

それについては、介護給付費分科会というところになるかと思えますけれども、そういうところは是非議論をしていく必要があるのではないかと考えております。

○岩田部会長

どうもありがとうございました。まだ御意見がおありになるかと思えますが、介護福祉士に関してはかなり基本路線として、この見直しの方向ということでいいというような御意見だったと思います。そこに当然いろんな課題や関連する問題等の御指摘がありましたし、あるいは内容をもう少しよくしようという御意見もございましたので、その辺りを整理して、次回もう一度御議論いただきたいと思えます。

それでは、嶋貫参事官、どうもありがとうございました。

(文部科学省嶋貫参事官退室)

○岩田部会長

それでは、次に社会福祉士制度の方の見直しについて議論を行いたいと思えます。介護福祉士と同様に、事務局の方でもこれまでの議論の主な指摘事項を踏まえて、見直しの方向についておまとめいただいておりますので、その説明をお願いします。

○潮谷社会福祉専門官

それでは、資料5に基づき御説明させていただきます。

1 ページは「I 求められる社会福祉士像」ということでございます。

2 ページは、前回と同じ資料ですので、とばさせていただきます。と思えます。

3 ページは、社会福祉士を取り巻く状況の変化や社会福祉士に対する新たな役割・期待等も含めて、今後求められる社会福祉士像について整理したということでございます。

4 ページは、今後求められる社会福祉士像として、12の事項についてお示しております。

5 ページは、前回までの御指摘を踏まえ、社会福祉士の役割について、社会福祉士の定義規定、義務規定の点検を行い、課題のところにお示ししておりますような趣旨が反映されるよう検討するというところでございます。

6 ページは、参考として社会福祉士及び介護福祉士法上の定義規定及び義務規定でございます。

7 ページは「Ⅱ社会福祉士の養成の在り方」というところでございます。

8 ページは、社会福祉士の養成の在り方の基本的方向についてお示ししております。

9 ページは、福祉系大学等での養成の在り方の見直しの方向として、社会福祉士として求められる知識を学ぶ講義系の科目については、現行どおり科目の指定制を維持するという。実習・演習系の科目については、福祉系大学等に関しても養成施設と同じ法令上の基準を設け、実習教育の質の担保を図るというところでございます。

10 ページは、教育カリキュラムの見直しということで、専門的知識と技術について実戦的な観点から抜本的な見直しを行い、必要に応じて新たな分野についても加えることとすること。

また、養成施設の教育時間数については、教育カリキュラムの見直しを踏まえて、現行の修業年限を前提に、新たな分野の追加についても考慮し、現行の1,050時間から最大1,200時間程度の範囲の中で、時間増も視野に入れつつ、養成課程の充実を図るというところでございます。

11 ページは、現行の養成課程におけるカリキュラムと大学等における指定科目等をお示しさせていただきますいております。

12 ページでは、参考ということでございますけれども、教育カリキュラム見直しのイメージということで、真ん中の方にございますけれども、社会福祉士を取り巻く状況の変化や求められる社会福祉士像ということを踏まえて、現行のカリキュラムを見直し、これからの社会福祉士に求められる知識と技術として、右側にございます新カリキュラムの骨子案というものをお示しさせていただいております。

なお、教育カリキュラムの検討につきましては、各分野の専門家及び実践者から成る作業チームによって今後検討を行っていきたいと考えているところでございます。

13 ページ「実習の在り方の見直し」ということで、社会福祉士に求められる技能に関して学ぶことができる実習内容になっていない事例も少なからず見られるということや、また社会福祉士試験の合格率が3割ということからも、実習が社会福祉士の資格取得に生かされていないという現状を踏まえ、実習の質の担保とその標準化が求められているということをお示ししてございます。

14 ページは、実習の見直しの方向といたしまして、実習において行うべき必修事項について検討し、それを明示するということや、実習担当教員については、社会福祉士有資格者であることや、一定の研修を受講した者とする方向で検討するという、実習施設や授業の範囲を拡大することなどについてお示しさせていただいております。

15 ページは、実習時間等につきましては、今、御説明させていただきました事項について、着実に実施される見直しを立てた上で、必要があれば拡充する方向で検討するという。福祉系大学等においても、養成施設と同じ法令上の基準を設け、実習教育の質の担保を図るということ。通信課程と昼間・夜間課程の時間数を原則同等とすることなどについてお示しさせていただいております。

16 ページは、現行の実習担当教員・実習指導者の要件についてお示しさせていただいております。

17ページは、行政職ルートでの在り方といたしまして、ここにお示ししております、現状と課題を踏まえ、現行の実務経験5年以上を4年以上に短縮する一方で、新たに短期養成施設（6月以上）での養成課程を課すという見直しの方向をお示しさせていただいております。

18ページは「社会福祉主事による社会福祉士資格取得の在り方」といたしまして、お示ししております、現状と課題を踏まえ、社福祉主事養成機関の課程を修了した後、一定の実務経験のある者については、短期養成施設への養成課程を修了することで受験資格が得られるようにするという見直しの方向をお示しさせていただいております。

19ページは、社会福祉主事任用資格の取得方法等についてお示ししております。

20ページは、社会福祉士の資格取得方法見直し案の全体像を示しております。右側の網かけの部分が、今回の見直しの部分となっております。

21ページは、社会福祉士の資格取得方法の見直しのイメージをお示ししております。例えば福祉系大学等においては、実習教育の質の担保ということでございます。また、一般養成施設においては、現行の1,500時間から1,200時間の枠内での養成課程の充実を図るということでございます。行政職実務経験ルートにおきましては、5年の実務経験を4年以上に引き下げて、そして短期養成施設での課程を賦課するというところでございます。

また、社会福祉主事養成機関を修了された方につきましては、実務経験2年を経た後、短期養成施設での課程を経て受験資格を得るというコースを考えているということでございます。

22ページ「実施時期の考え方」ということでございます。ここにお示ししております、いずれの事項につきましても、準備期間等への十分な配慮をしつつ、できるだけ早期に実施するということをお示しております。

23ページは「今回の見直しの後の将来の検討」ということで、教育カリキュラムや資格取得体系に関する、さらなる見直しについて検討を行うということについてお示ししております。

24ページは「Ⅲ資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ及び魅力と働きがいのある職場づくり」ということでございます。

25ページは「社会福祉士の任用・活用について」ということで、身体障害者福祉司など、福祉行政における任用資格の要件に社会福祉士を位置づけるということ。施設長等の任用要件については、社会福祉主事の要件とは別個のものとして見直しが考えられるということ。その際に、社会福祉士や介護福祉士として働いている者のキャリアパスも念頭に置くことが重要であるということ。新たに社会福祉士の役割が期待される分野において、社会福祉士の積極的な任用・活用を図るべきであるということをお示ししております。

26ページは「社会福祉士の活動の支援について」ということで、基本的な方向といたしまして、社会福祉士資格取得後の自己研鑽の必要性であるとか。社会福祉法人や事業者が職員の資質向上を図るための環境整備を行うことの必要性であるとか。社会福祉士の活動を国民に周知するための積極的な啓発が必要であるということ。

また、社会福祉士の事例集積と活動評価ということでございますけれども、社会福祉士の実践活動の事例集積と、その分析等による知識と技術の再構築も必要であるということについてお示ししております。

27ページは、社会福祉士によるスーパーバイズやコンサルテーションの仕組みの導入、生涯研修体制の充実と資格取得後の能力開発等、また、これらの研修等を通して、より専門的知識と技術

を有した社会福祉士については、国家資格とは別の資格として関係団体が専門社会福祉士等として認定するような仕組みの必要性についてお示ししております。

以上でございます。

○岩田部会長

どうもありがとうございました。

この議論に入る前に、今日は社会福祉士会の方から資料が提出されておりました、この御説明を大変短くて恐縮ですが、5分程度でお願いいたします。

○村尾委員

日本社会福祉士会の村尾でございます。資料1ということで、既に第1回の方に御説明いたしておりますけれども、その補足資料ということでお聞きいただきたいと思っております。

まず1ページは、ダブリますからパラダイムの転換ということで整理しております。

2ページは、教育と職域の間で職能団体がしっかり役割を果たすということがあるということ、イメージ図として御説明しております。この3者が、それぞれ責任を持って連携して、更に行政の制度的な整備、そういうものを踏まえて専門性の高い社会福祉、また地域福祉の福祉力の向上に役割を果たしていくというふうを考えております。

4ページは、社会福祉士の現況報告ということですが、平成12年に悉皆調査、当時の2万人の社会福祉士を全調査いたしました。そのデータがございまして、後ろの方に付いておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

5ページは、2点だけ整理しておりますが、この収入のところでは年収400万円未満が過半数、600万円未満が80%を占めているということで、かなり低い処遇ということがデータで出ております。

2006年の11月現在では、これは私ども会員だけのデータですが、新たに設置された地域包括支援センター、独立型社会福祉士の割合が急速に伸びているというデータがございまして、

6ページ、社会福祉士が専門性を発揮するための本会の取組みということですが、1つは共通的な基盤の研修ということで、社会福祉士の全国統一研修ということをして全国の8会場を実施しております、毎年約千五百人の方の研修を実施しております。地域包括支援センターの研修も全国の支部で実施しております。

これが共通研修ですが、専門研修として幾つかありますけれども、成年後見人の研修、独立型の研修というのも実施しておりますし、それぞれの専門分野の新しい課題について、ホームレスとか、対日外国人とか、虐待とか、そういうことの研修を実施しております。

具体的には、次に表がありますように、こういうことで、専門分野、新しい課題ということで、この中には通信教育でやっているものが4つほど含まれております。

具体的にどこでやっているかということです。8ページ、本部と支部で役割分担しております、全国単位、ブロック単位、支部でもブロックと支部独自でやっていただくということで、支部にできるだけ実施していただくという方向で取り組んでおります。

9ページは、社会福祉士の地域での活動が一番重要ですが、どういう活動をしているかということ、4点にまとめております。

10ページは「1) 成年後見人養成と受任への取組み」です。現在、会員で登録しているのが1,700名でございます。受任件数が1,800件、このうち、市町村申立というのが26%、約4分の1を占めるという大変高い割合になっております。ほとんど身寄りのない方、親族のない方が社会福祉

士がお受けしているということでございます。

また、親族以外の比率でいきますと、司法書士、弁護士さんに次いで3番目に割合が高いということですが。

それから後見人のバックアップとして、都道府県で「ばあとなあ」という組織をつくっております。専門職からの窓口の対応ができるようにしております。各都道府県の「ばあとなあ」、それから司法書士会、弁護士会と定期的な勉強会を開いております。

それから、市民向けに成年後見の活用講座というのを全支部でやっております。大体4,500人ずつぐらいで、これが毎年増えておりますが、こういう講座を開いております。今、大変要請されていますのは、後見監督人、特に法人による後見監督人、法人後見そのものと、後見人を何とか拡大してほしいという裁判所からの御要請が強くなっております。

11ページですが、虐待対応の取組みが始まっております。在宅高齢者の虐待対応チームというのを弁護士会と一緒に、そういうところに増やしております。大体18支部が予定できております。具体的には大阪、宮城、埼玉、山口などが活動を始めております。

また、10月から始めました日本司法支援センターの「法テラス」というところからの相談も、各支部からだんだんお寄せいただくようなことが始まっております。

さらに地域包括支援センターにつきましては、現在、3,700か所に社会福祉士を配置させていただきまして、チームアプローチということで取り組んでおります。

47府県の支部で研修をしておりますが、例えば具体的にどういう取組みかの例ですけれども、現在の支援センターの実態調査、意見交換会、検討会、サポートのホームページをつくり、運営協議会へ参加するというように具体的に取り組んでいます。さらにその活動を評価、診断をしていこう、また、個々の社会福祉士のレベルアップをしていこうということを、今、準備で取組み中でございます。

4番目が独立型の社会福祉士ですけれども、地域を基盤に活動しております。具体的にはどんなことかといいますと、相談援助、後見業務や福祉サービスの利用援助事業、それから各審査会に加わるとか、評価事業、移送サービス等、いろんなことに取り組んでおります。

特に、他の資格を持っている方、ケアマネとか介護福祉士とか、そういう方が中心に独立型の事務所を開いて取り組んでおります。

14ページですけれども、そういう活動をしっかり支えていけているのかということですが、会員組織率は約3割ですけれども、支部に社団法人化を取るよう進めており、現在13支部が法人化できております。その他、スーパービジョンだとか、苦情対応、賠償責任といういろんな事故に対応することも開発しております。

それから、国際ソーシャルワーカー連盟などとの対応だとか、提言機能を各自治体の方に向けても発揮するようなことをやっております。

15ページは、各支部ごとの会員で、会員数の差がありますけれども、2万4千人ということでございます。

16ページは、法人化したところのマップをつくっておりますけれども、黒いところは法人化、グレーのところは間もなく法人化できるということで、18支部になります。大都市はほとんど法人化できておりますから、会員の所属率でいきますと、63%の方が法人化の支部に所属をするということになっています。

18ページですが、これからどういうことを取り組んでいくかということですのでけれども、社会福祉士の資質向上ということで、共通研修を踏まえて、さらに専門研修に移っていくという生涯研修システムをつくって段階的に養成していこうということを予定しております。その段階で認定社会福祉士、または専門社会福祉士という制度を導入する必要があると考えております。

それから、介護士のときでもお話が出ました現場実習のこと、実践現場と教育現場、そういうところへの支援が必要ではないかと思っています。

19ページですが、認定社会福祉士のイメージとしてはどういうふうになるかというのは、共通的な特定分野としては成年後見とか独立とか現場実習、それから地域生活の支援事業、虐待対応とか、それぞれこういう分野の中から、特に通信教育を1年間で4か所やっているのを中心に、それに加えた認定社会福祉士または専門社会福祉士の制度をつくっていく必要があると思っています。

20ページですが、制度的な整備ということで、既に事務局資料の中で随分盛り込まれておりますけれども、業務領域の明確化を是非お願いしたいということで、相談援助以外に社会資源の開発・調整、社会環境、運営管理、あと企画、経営とか地域福祉とか、こういうものを何らかの形で業務領域を明確にしていきたいと思っています。

社会福祉士の任用ということで、段階的に社会福祉主事を廃止する方向で御検討いただければと思っています。

さらに配置基準を明記していただいて、診療報酬のような形で何らかの加算のようなことを御検討いただきたいと思っています。

それから、独立型社会福祉士につきましては、非常に専門性が高いということと、かなり自由な時間がとれるということで、業務がだんだん拡大されておりますけれども、特に今は生活保護の分野の外注ということで、いろんなことが言われて、各行政から依頼が来ております。扶養調査とか、独居老人、就労支援だとか、長期入院調査、ホームレスの調査を随分依頼を受けております。

今日は、たまたま新宿区の事務所が、花園神社のところ、小学校の空地の方へ大勢の人が来ますから移転をしているわけですが、その一角に東京社会福祉士会の支部が「とまりぎ」という相談コーナーをつくっております。厚生労働大臣が、今日、御視察に見えるということをしてっております。ここでは、4名～5名の相談員が常駐してありまして、交代で独立型の方も参加しました。看護師の資格者とか、いろんな方がここに張り付いて、ほとんど切れ目なく相談に見えております。シャワーなんかも置いていますから、それを使いに来るような人もたくさんいらっしゃるということです。

それから、虐待対応とか、社会的入院調査、そういうことについての独立型の役割が非常に大きくなってくるのではないかと考えております。

21ページですけれども、これも現場実習のところ、いろいろ話が出ているのと同じですけれども、現場実習、演習に係る社会福祉士の資格者を活用していただきたいということと、教育現場、それから実習施設に配属された場合には、何らかのインセンティブが働くような費用加算をお願いしたい。こんなふうに考えています。

最後は、いろんな資料を発行しておりますけれども、倫理綱領とかホームレス、成年後見、一番最後の『日本社会福祉士会ニュース』を毎月発行しておりますけれども、今回、地域包括というのを特集しましたので、全国の3,700か所に11月号からお届けさせていただきます。今後、定期

的に特集をつくって情報提供して、協議の参考にさせていただきたいと思います。

以下、資料の説明は省略させていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

○岩田部会長

社会福祉士会の方から社会福祉士の現状、それから今後の在り方についてのいろいろな要望をお話しいただきました。時間がかかなり少なくなってしまうけれども、介護福祉士と違わせて、社会福祉士の方は、まだ、カリキュラムの検討もこれからの課題ということになりますので、要するに年内にここでの意見として決めていただくのは、定義と義務規定の社会福祉士像といいますが、それをはっきりさせるということ。それから、資格取得の方法の若干の見直しということでしょうか。

そして、人材確保や具体的なカリキュラム内容については、なお1年ぐらいの間に検討するということがよろしいのですね。

ということなんだそうですけれども、全体的にどうぞ自由に御意見をいただきたいと思います。

どうぞ。白澤委員。

○白澤委員

これを見せていただきますと、我々社養協からいろんな意見を申し上げさせていただきましたが、随分取り入れていただいているということで、まずは感謝申し上げたいと思います。しかしながら、3点ほど意見を申し上げたいと思っております。

まず最初に、15ページですが、実習の質と量の問題でございますが、先ほどからも御意見がいろいろございましたように、実践現場と教育現場を乖離しない養成をどうしていくのかというのが非常に重要なポイントだと思います。

ところが、必要があれば充実する方法で検討するという実習時間でございますが、我々としては必要があればではなくて、充実する方で検討していただきたいと思っているわけです。

その理由として、3点ほど申し上げたいと思うんですが、この委員会の中でも随分実習教育の重要性が指摘されているということが1点です。

2点目は、既存の大学の中でも180時間を超える実習を実施している大学もあるという事実です。

3番目でございますが、今からグローバル化していく中で、海外のソーシャルワーク教育というのは、実習時間が1,000時間を超えているところがほとんどでございます。

先般、内閣府の規制改革民間開放推進会議が、外国人社会福祉士の問題にも言及をしております。長期的な展望を考えてまいりますと、フィリピンのソーシャルワーク教育を見てみたわけですが、フィリピン国立大学の実習時間は1,000時間、教育の3割をそういう実習教育で満たしています。

そうしたことを考えますと、是非そういう意味で、国際的に活躍できる社会福祉士ということで、実習時間増の担保を是非お願いしたいというのが1点目でございます。

2点目、3点目は長期的な展望ということでございますが、1点目は10ページでございます。これは、一般養成施設が1,050時間から最大1,200時間へととなっているわけですが、今回の議論を考えてみますと、一般養成施設1年の範囲内でどういう社会福祉士養成教育ができるかという議論をしてきたような気がするわけでありまして。

本来、社会福祉士を養成する場合には、最低限どれぐらいの年数が必要なのかということの議論

が今後の課題だということで、将来そういう課題の検討が必要であるということは何らかの形で示していただければありがたい。

次は25ページでございます。社会福祉主事問題でございますが、確かに福祉事務所職員の任用資格であると、25ページに書かれております。確かにそうだろうと思うんですが、先ほど社会福祉士会からもございましたように、段階的に取り分け我々の中でよく言われる三科目主事という三科目さえ取っていれば社会福祉主事になれる問題がございます。この問題については、将来的な課題があるということを一言触れていただければ大変ありがたい。長期的な展望で、やはり行政領域の中で、社会福祉士をどう位置づけていくのかということ将来課題にさせていただきたいと思いません。

この3点でございます。以上でございます。

○岩田部会長

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。

では、小島委員、駒村委員の順でお願いします。

○小島委員

見直しについてということで、今日の資料5の中の4ページの「求められる社会福祉士像」というところで、12項目挙げられております。

その中で、特にこれから重視すべき点ということで、労働組合の立場もあるんですけども、⑩のところ。「就労支援に関する知識と技術を有し」ということで、就労支援との関係、あるいはここにどう結び付けるかということが、これから極めて重要なテーマだと思います。生活保護法の見直しの中で、個別指導による就労支援、就労にどう結び付けるかという話が行われております。

それから、昨年成立しました障害者自立支援法の中でも就労にどう結び付けるかという就労支援というのが極めて重要なポイントになっておりますので、そういう意味では社会福祉士のこれからの役割として、そういう方々に対する就労支援をどう具体的に個別的な指導ができるかということがありますので、そこは労働行政との連携というのが当然関わるとは思いますけれども、そういう手も十分対応できるようなカリキュラムの見直しといいますか、教育の在り方ということも是非お願いしたいと思います。

○駒村委員

村尾委員からの資料で、賃金データについては介護に比べては随分細かく出てきたので大変参考になりました。

同じく、先ほど白澤委員からもお話があった社会福祉主事の位置づけというんでしょうか、扱いの問題ですが、これははっきりと社会福祉士会の方からは段階的廃止と出ているわけで、事務局から配られた資料の17ページを見ますと、行政職で受けた人が全国で、これはわずかと言っていいんでしょうか、83人ということ。やはりこれだけの人しか受けていないというのは、やはり社会福祉士を取得するインセンティブがないという評価をしていいんでしょうか。

さらに、社会福祉主事という資格では、行政上どういう問題を具体的に、知識とか、技能とかの不足によって起きてしまっているのかを教えていただければと思います。

○岩田部会長

この点について、いかがでしょうか。事務局、何かございますか。

○中村社会・援護局長

1回目の資料でも提出したと思いますが、今、特に生活保護などを実施していただいております福祉事務所を法律上都道府県と市が置くことになっていますが、そこでの社会福祉士の数というのは、非常に少なく、福祉事務所における職員の社会福祉士資格所持率は極めて低いということがあります。これは、今の規定では福祉事務所の職員は社会福祉主事であれば、それでもって足りるということで、実際問題からすると、社会福祉主事資格も満たしていない職員さんがいることも事実でございますので、そういった意味では、私ども社会福祉主事問題というよりは、福祉事務所の在り方問題などを根本的に見直していかなければならないと考えています。

あるいは、これまでの福祉事務所は、いろいろ自立支援をやっていきました。先ほど村尾委員の方から、現在の社会福祉士の新しい領域としてアウトソーシングの話が出ていましたが、例えば、今、新宿の福祉事務所のところで、ホームレスの方々に対する仕事も請け負っているというお話がありましたけれども、よく考えてみると、福祉事務所本来の仕事かもしれませんが、今の体制では手が足りない、あるいは専門性が低いので、そういったことについて生活保護の方でも自立支援プログラムを実施しておりますが、その自立支援プログラムについては、むしろそういった専門家、社会福祉士を含め、相談支援業務なり就労支援の専門家を外部から招聘して活用することを政策的にも進めたりしております。逆の言い方をすると、現在の福祉事務所の本来の体制では、そういった専門業務になかなか対応できていないということではないかと思えます。

社会福祉士会の本日の37ページのデータでも任用状況について出ておりますが、地域包括支援センターがスタートいたしましたので、8.9%地域包括支援センターに働いておられる方、あるいは参加されておられる方はいるわけですが、行政機関については、1,551名ということで6.4%となっています。この行政機関は市町村で福祉事務所といいますか、狭義の生活保護行政以外の方も当然含んでおられると思えますので、そういった意味では、行政分野における社会福祉士の活用状況については、まだまだ低調だということと言えらると思えます。

それは、やはり社会福祉士についての社会的な認知度が低い。特に行政分野における認知度が低いということになりますので、それは問題の所在として専門性なり、そういったことについてなかなか評価されるような状況になっていないと思えます。

あるいは、実習のお話がありましたけれども、実際、今、養成されておられる社会福祉士が、そういった意味で本当の専門性ということについて認知されるだけの状況にあるのかどうかというお話もあるかと思えます。

白澤委員からも御指摘がありましたので、実習時間の件について、我々が「必要があれば」というお話をさせていただいていることについて、ちょっと補足させていただきます。前回お配りいたしました、これは実習の話ではありませんが、国家試験の合格率、福祉系大学の合格率も公表させていただきましたけれども、10人以上受験されているのが161校あったわけですが、合格率は85%~0%まで分布しているということでございます。

前回の資料を見ていただければわかりますけれども、合格率20%未満が161校のうち63校でございます。何で20%とかというと、養成校の方は、54校ある養成校の合格率の最低が20%です。80%~20%の間で養成校は分布しておりますけれども、大学の方は85%~0%で2割を切っている養成校の最低よりも下回っているのが63校あるという状況です。

こういった学校でも受験をされる方は実習をされているわけで、先ほど来話に出ているように、施設の方は実習生を受け入れるのに大変苦労されている。5人実習生を引き受けて、4人の方が社

会福祉士にならない学校が63校あるということは、社会資源という点から考えると、勿論その方が実習に行かれて、それなりの人生において得るものがあるということは確かに評価されるかもしれませんが、やはり社会システムとして、社会的コストを払って実習するといったときにいかなものかという気持ちもないわけではない。

そうすると、実習の質というか、そういった点を整備しない中で、1,000時間を超える実習という御主張もわからないわけではありませんが、もし1,000時間にするのであれば、全く別のシステムを考えないと、今のような福祉教育にばらつきがある中で、実習時間だけ形式的に増やすということになると、あえて乱暴な言葉で言うと、無駄な実習を拡大することになるということではないかと思えます。是非教育界の方々にも、そういう点も考えていただいて、我々が確信をもって実習時間を増やせるような体制を取っていただかないと、今みたいな状況の中で、勿論85%合格されている学校あるいは50%合格率を超えている学校は22校ありますけれども、そういう学校であれば実習時間を増やすということについても相当説得性がありますが、161校のうち、22校しか5割を超えていないというような状況の中で、実習時間だけ増やすということは、相当社会的なロスを増大するだけになりかねません。こういうふうを考えて、私どもの資料の15ページにあるような表現をさせていただきました。我々も実習時間を増やしたくないとか、そういったことではなくて、実習時間を増やすことが社会福祉士の質の向上につながることは火を見るより明らかなので増やしたいんですけれども、増やしていただくためには、もう少しトータルな効率性とか説得性を増していただかないといけないではないかと思って、15ページにあるように「実習時間数については、上記①～③の見直しを着実に実施される見通しを立てた上で、必要があれば」とあえて書かせていただきました。そういう趣旨でございます。

○岩田部会長

よろしいでしょうか。それと社会福祉士の場合、先ほどの村尾委員からのお話の中にもありましたように、要するに変化した社会の中での社会福祉士の業務内容についての見直しと申しますか、その質的な内容について、ある程度、もう少しはっきりした上で、それとの絡みで実習の中身の問題ですね。時間の前に、何を实習するかということをはっきりした上で、もう一回時間の問題は議論をしないと、時間だけ先にありきということになると、ゆがんだ形になるおそれがあるかなと思えます。

○京極部会長代理

そのことに関連いたしまして、局長の話されたこともよくわかりますし、座長のお話しなされたこともわかるんですけれども、今回、特に大学において実習関係については、特設養成校並みに厳しくするという条件の下での実習ということになると思うんです。

そうすると、介護福祉士の方は1,800時間のうちの4分の1、450時間、これはもっと短い時間のときから450時間を担保していたわけですが、新しい改正においても4分の1の時間は確保された。

社会福祉士は、1,200時間のうち4分の1に満たないということでもありますので、300時間は必要なんではないかと思っています。

ただ、その場合に、今までのものをずるずる延ばしていかどうかということについては、確かに問題があるので、さっき小島委員からも出ましたけれども、就労支援等については、この間、生活保護の見直し、障害者自立支援法の問題、母子家庭の支援、今度の生活保護法がどうなるのかわかりませんが、要するに就労支援をかなり強めなければいけない。

それから、生活保護所管の福祉事務所においてもいろんな自立支援プログラムがつけられている。社会福祉士ができた時と状況が相当変わっておりますので、そういう就労支援等を30時間ぐらい足して、何か老人ホームにいて、寮母と同じことをやったら社会福祉士の実習だということではなくて、それは改めるとして、プラス若干のそういう要素を入れた方がいいんじゃないかという感じがしています。

労働省が厚生労働省になりましたので、今はハローワークの職員は事務方からなっていくわけですが、一応、職業分類では、職業カウンセラーなんていうのは事例として挙がっておりますので、将来、社会福祉士はもう少し就労支援の教育をしていけば、十分にハローワークの職員になることも可能ではないか。だから一般事務で採る枠と社会福祉士から採る枠と2つやってもいいんじゃないかと、これはちょっと夢物語で、将来展望なんですけれども、そういう含みを入れて、これからやや強化したらどうか。倍にするかどうかというのは、学校連盟や養成校でいろいろ議論があったようですけれども、そこまでは無理があるけれども、若干の追加というのがあっていいかなという感じがいたしております。

○岩田部会長

今の就労支援ですけれども、当然ハローワークでやっているわけですね。さっきの介護福祉士は介護チームのリーダーという位置づけがあったわけですが、社会福祉士が、いろんな業務を外に拡大して、つまりスペシャルな業務として拡大していくということなのか、それとも、そういうチームの連携者となるのかというのはかなり大きな問題で、そのことがはっきりしていないから、私はただ300時間というのはやはりおかしいと思うんです。そこをはっきりさせない限り、幾ら業務をどんどん増やしていても何の意味もないし、社会的認知もされないのではないかと思います。

どうぞ、村尾委員。

○村尾委員

その関連ですけれども、今、現実には、先ほど外部委託の話が出ましたけれども、これは会としても大変悩ましい問題です。福祉サービスはほとんど契約になっていますから、それは成年後見制度ということで支えますけれども、公的サービスに非常に近い部分がある、それをどうするかということで、私どもは単なる下請けは受けません。それから丸投げはお断わりします。それから、ちゃんとした報酬をいただきます。ボランティアではありません。

それはなぜかといいますと、やはり継続性ということが1つあるのと、やはり責任があるということですね。そういうことで、今は福祉事務所なり市や県と直接契約する場合がありますけれども、非常に仕事のやり方について戸惑いがあります。だから、どこまで権限があるのか、責任があるのか、そういうところをある程度の身分保証なり、対価なり権限なり、そういうものも職域の中で、特に公的サービスとの関わりの部分が、福祉の場合は民間でできないものがたくさんありますから、そこをどう支えていくか、そういう仕組みが私は大事だと思います。そこは専門職がちゃんと引き受けていきたいと思っています。

○岩田部会長

どうぞ、堀田委員。

○堀田委員

簡潔に言います。まさに部会長がおっしゃるとおりで、社会福祉士の役割が決まらないと何を教えていいかわからない。相談援助とありますが、相談というのは無限多彩でいろんなものがある。

それを援助する場合に、単に助言するだけではなくて、やはり相談者の意図に沿うように解決すべきものは解決してあげなければいけない。しかし、どこまで自分で解決するのか。それから、どこから先は人の力を借りるか。ほとんどは人の力を借りないと解決ができない事柄だと思います。自分で解決できるような場合は施設の中のやり方を改めるとか、人権問題についてきちんと対応させるとか、この辺りまでは自分でやれるにしても、大抵の問題は難しい問題で、人の力を借りなければいけない。自分で解決する技術、能力と、人の力を借りるネットワークの技術、能力とは全く違う、実習する場所も全く違ってきます。

だから、しっかり社会福祉士の援助の内容を詰めて、自分でやるのが予定されているものと、人の力をコーディネート、ネットワークすることが予定されているものとのをしっかり仕分けした上で、それにふさわしい研修先、教え方、内容を詰めるという基本の作業が要るんだろうと思います。

○白澤委員

そういうことでは、我々も、今、堀田委員がおっしゃったような作業内容を分けることを意図した定義も事務局の方に提案をさせていただいていますから、是非そういうことも含めて、社会福祉士の仕事の中身というのを是非御検討いただきたいというのが1点です。

もう一点ですが、今の局長のお話とも関係するんですが、やはり合格率平均20数%というのは、私は異常な世界だと思っているわけです。本来、看護あるいは医者試験のように、90%ぐらい合格率が出るというのが本来の姿だと思います。それはいろんな要因があってこういうことになって、今回、恐らく合格率公開の中で、合格率というのは大学の切磋琢磨が進み、同時に社養協としても相当な支援をして、合格率を上げていきたい。そういう正常な議論の中で、実習時間についても一つ是非お考えいただきたいということ。もう一点は、単にそのときに通らなくても、その次の年に通っている人たちも実はたくさんいる。そういう意味では、私は当然質の問題というのは大事だけれども、質と量と併せて最終的には実践能力のある人材をつくっていくということを是非お考えいただければありがたいと思います。

○岩田部会長

合格率の問題なんですけれども、専門職の養成ということからいうと、本当におっしゃるとおりで、非常に無駄なことをやっているわけです。

ところが、例えば大学の役割というのは、恐らくもう一つ違う側面があるので、これは教員養成と非常に似ていて、教員養成に特化した大学と、総合大学の中で教員養成するという、さっきの介護福祉士ではないんですけれども、多様なルートがあることによって、非常に専門的に研ぎ澄まされた人と、かなり幅広い対応のできる、両方の専門職が得られるというメリットがあるわけですね。社会福祉も養成校及び大学の中でも専門の単科大学と、それから総合大学の中の一学科というような形と両方あり得ると思います。こうしたこととも関わりながら、例えば大学の中で受験者を非常に制限する様な対応をされることもある。つまり、一遍試験してからでなければ実習に出さない、資格を与えないという厳しい形を取れば90%ぐらいになるのではないのでしょうか。

ともかく、受験したければいいよ、というふうに、総合大学型のやや緩いやり方をすると、0%というのは異常な世界だと思いますけれども、20%ぐらいになるというような幅がうまれてしまう。しかし、実習先は、そんなことを聞いたら怒ってしまうでしょうから、あるいは大学の指導の中で、実習だけは卒業後少し経ってからやるというような幾つかのパターンはあり得ると思います。ですから、その辺りをもう少し詰めて、時間も含めて検討するといいいのかなと思います。

○中村社会・援護局長

諸先生から御意見をいただきまして、私も合格率のお話をしましたが、一面でございまして、合格率に幅があるから実習の問題をすべてどうこうということではありません。実は実習と合格率と必ずしも論理的には関係するわけではないと思っています。ただわかりやすくという意味で一例を挙げさせていただいたので、京極委員からも言っていただきましたように、前回出した資料の中でも介護体験実習みたいな側面も多くなっているというようなこともありますので、堀田委員からお話がありましたように、社会福祉士のあるべき業務をもう一回見直し、それを養成するためにどういう実施をやるのかという内容を詰めた上で、まさに必要があれば、またそれを否定するものではなくて、実習時間の増ということについても多い方が望ましいことは確かですので、そういった視点で詰めさせていただきたいと思います。

○岩田部会長

時間が超過しまして、大変申し訳ございません。まだ御意見があると思いますが、今日のところは以上にさせていただきまして、次回、更に今日の御意見を踏まえて事務局で見直し案を作成していただいて議論をしたいと思います。

最後に次回の日程について事務局よりお願いします。

○矢崎総務課長

長時間ありがとうございました。次回の日程でございますが、12月4日14時からを予定しております。よろしくお願いいたします。

○岩田部会長

それでは、年もおしせまってまいりますけれども、どうぞ次回もう一度よろしくお願いいたします。本日は、長時間どうもありがとうございました。